

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
◎ 告 示	
・指定納付受託者の指定	税 務 課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	水 環 境 対 策 課
・畜舎建築利用計画の認定	畜 産 課
・道路の区域変更（4件）	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（2件）	経 営 支 援 課
・肥料登録有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・公開による意見の聴取の実施	建 築 課
◎ 公安委員会告示	
・指定講習機関の指定	運 転 免 許 管 理 課
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会の招集	長 崎 県 病 院 企 業 団
◎ 正 誤	
・令和4年11月29日付け長崎県公報第11172号中	林 政 課

規 則

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第31号

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例施行規則（平成26年長崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定数) 第2条 条例に規定する民生委員・児童委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄	(定数) 第2条 条例に規定する民生委員・児童委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の右欄

に定めるとおりとする。

島原市	110人
略	
平戸市	121人
略	
南島原市	147人
長与町	63人
略	
川棚町	37人
略	
新上五島町	89人

(主任児童委員)

第3条 前条の定数に含まれる主任児童委員の配置基準は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて算出された数とし、民生委員協議会の規模が、民生委員・児童委員の定数39人以下の場合、主任児童委員の定数は2人とし、40人以上の場合、3人とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。なお、この場合の民生委員協議会の規模には主任児童委員の定数は含めないものとする。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

に定めるとおりとする。

島原市	111人
略	
平戸市	128人
略	
南島原市	161人
長与町	62人
略	
川棚町	36人
略	
新上五島町	92人

(主任児童委員)

第3条 前条の定数に含まれる主任児童委員の配置基準は、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて算出された数とし、民生委員協議会の規模が、民生委員・児童委員の定数39人以下の場合、主任児童委員の定数は2人とし、40人以上の場合、3人とする。ただし、この場合の民生委員協議会の規模には主任児童委員の定数は含めないものとする。

告 示

長崎県告示第764号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、ふるさと長崎応援寄附金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和4年11月30日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 渋谷フクラス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社

長崎県告示第765号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
南島原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成9年長崎県告示第185号
口之津都市計画下水道事業 南島原市公共下水道
- 3 施行期間

自 平成9年2月21日 至 令和10年3月31日

4 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

長崎県告示第766号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項の規定により畜舎建築利用計画を認定したので、同条第6項及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第71条第3項の規定により、下記の事項を公表する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 認定計画実施者の氏名

東杵比野 敏

2. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日

4 畜第356号（認定番号第3号）

令和4年11月9日

3. 認定に係る畜舎等の工事施工地

長崎県雲仙市国見町神代丁781-25, 781-54, 781-55の一部

4. 認定に係る畜舎等の種類

飼養施設（鶏舎）

長崎県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市猿崎町3598番地先から 諫早市高天町2816番1地先まで	前	21.1~100.3	1748.7	
	後	21.1~103.6	1748.7	

長崎県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 富川溪線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

諫早市富川町1076番2地先から 諫早市富川町1101番1地先まで	前	13.9~23.3	42.9	
	後	21.0~25.7	42.9	

長崎県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 富川溪線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市富川町1097番1地先から 諫早市富川町1106番1地先まで	前	19.8~25.0	69.5	
	後	18.5~27.8	67.5	

長崎県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 富川溪線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市富川町1168番1地先から 諫早市富川町1224番地先まで	前	14.3~30.0	159.5	
	後	15.5~30.6	159.5	

公 告**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
まるたか生鮮市場池田店
長崎県大村市池田2丁目322番地1 外10筆
- 2 届出の概要

- ①大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- ②大規模小売店舗の名称に関する届出事項の変更
- ③大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス大村店
長崎県大村市協和町628-2

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
大村市長 園田 裕史
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び大村市産業振興部商工振興課

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第667号	肉骨粉	肉骨粉4号	窒素全量 10.0% リン酸全量 5.0%	長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地2	ハラサングョウ株式会社 代表取締役 原 隆	平成28年 12月7日	令和4年 12月7日 から 令和10年 12月6日

公開による意見の聴取の実施（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、同条第1項ただし書の規定による許可をすることについて、公開による意見の聴取を次のとおり実施する。

令和4年12月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 意見の聴取の日時 令和4年12月21日（水曜日） 15時00分から
- 意見の聴取の場所 武部・田の平公民館（〒856-0035 大村市武部町294-1）
- 意見の聴取の対象建築物
 - 建築場所 大村市武部町810-7の一部 他10筆
 - 建築主住所及び氏名 大村市西三城町124番地
大村市上下水道事業管理者 原 慶一郎
 - 用途 工業用水道事業施設（ポンプ室・電気室）
 - 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 平屋建て

	建築面積 (平方メートル)	延べ面積 (平方メートル)
申請部分	97.42	91.56
申請以外の部分	0.00	0.00
合計	97.42	91.56

公安委員会告示**長崎県公安委員会告示第49号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき、指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年12月9日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

- 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
佐世保中央自動車学校経営委員会
佐世保市沖新町5番10号
川原 道明
- 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
佐世保中央自動車学校
佐世保市沖新町5番10号
- 特定講習の種別
若年運転者講習
- 指定を行った年月日
令和4年11月17日

長崎県病院企業団告示**長崎県病院企業団告示第3号**

長崎県病院企業団議会定例会を令和4年12月26日午後1時30分長崎市に招集する。

令和4年12月9日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

正 誤

令和4年11月29日付け長崎県公報第11172号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
5577	17	字丸山123の1・124の1・126の6	字丸山123の1・124の1・124の6

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト